

水銀元素について SNUR を提案 EPA



米環境保護庁(EPA)は 2011 年 5 月 6 日、気圧計、血圧計および乾湿度計に使用される水銀元素について、事業者に対して製造・輸入する際に 90 日前までの EPA への届出義務を課す、「有害物質規制法(TSCA)」に基づく重要新規利用規則(SNUR)を提案しました。

ただし、本提案規則が公布された日において使用されている該当製品に含有される水銀元素については、本規則は適用されません。また、7 グラム未満の水銀元素を含有する電池式電動通風乾湿度計についても適用されません。

この提案について、「製品の一部となっている化学物質を輸入または加工する者に対しては適用されない」という一般的な SNUR 適用除外条項は、適用されない形になります。

なお、コメントの受付については 7 月 5 日で終了しています。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2011 年 5 月 6 日付 米国官報

化学分析箇所 竹下尚長